

交通事故訴訟における 「被害者の身体的特徴」概念の現況

—最判平成8年10月29日、「首長判決」のその後—

谷 口 聡

The Present State of the Concept of “Victim’s Physical Characteristics”
in Traffic Accident Litigation;
Subsequent Decisions after the Supreme Court Decision 29 October
1996, “Long Neck Case”

Satoshi TANIGUCHI

要 旨

本稿は、交通事故による民事損害賠償請求訴訟における「被害者の素因」が争点となった裁判例を検討することを目的としている。人身損害賠償請求訴訟において、「被害者の素因」を考慮して減額を図るべきか否かという問題は、1960年代後半から学説および裁判例の大きな論点となった。最高裁判所は、1996年の同じ日に2つの判決を下した。一つは、被害者の「疾患」についてはその素因を考慮して減額することができるとするものであり、もう一つは、被害者の「身体的特徴」についてのそれを減額事由としてはならないというものであった。

最高裁判所の理論は形式的には明確となったと言えるが、問題も残された。第一には、そもそも「疾患」および「身体的特徴」のそれぞれの概念の定義がなされていないことである。第二には、「疾患」が減額事由となるにもかかわらず、「身体的特徴」が減額事由としてはならないとする理論的根拠が示されていないことである。筆者は、このような2つの問題意識を基礎として、2011年頃から2014年頃における13件の下級審の裁判例を整理して、検討する。

Abstract

This paper aims to examine the judicial precedents of “victim’s predisposition” treated as one of the issues in civil action for damage by traffic accident. The issue whether to take victim’s

physical predisposition into consideration and reduce damage has been disputed among legal scholars and in court since the late 1960's. The Supreme Court in Japan made two decisions on the same day in 1996. One was to admit to the victim's "disease" as the reason of damage reduction. And the other was not to admit the victim's "physical characteristics" as the reason of damage reduction.

Although those decisions handed down by the Supreme Court formally clarified its theoretical concept, there remained some problems. Firstly, the conceptual definitions of "disease" and "physical characteristics" have not been clarified yet. Secondly, any theoretical evidence has not been presented as the grounds for admitting reduction due to "disease" and for not admitting due to "physical characteristics". The author marshals and examines thirteen lower court decisions handed down from around 2011 to around 2014 based on awareness of these two issues.

I はじめに

本稿は、民法の不法行為法の領域における「被害者の素因」に関する論点について、比較的近年の裁判例を検討することを目的としている。

民事の損害賠償請求訴訟では、人身損害をどのように考え、どのように金銭賠償における賠償額を算定するのかという問題が存在している。いわゆる「人身損害論」と言われる論点である。人身損害には、さまざまな原因によるものがあり、公害や医療過誤、労働災害、学校事故など枚挙にいとまはないが、中でもその訴訟件数が圧倒的であるのが、交通事故である。わが国における昭和30年代にはじまったモータリゼーションとともに交通事故訴訟は増大し、昭和43年には、『交通事故民事裁判例集』なる交通事故判例を専門に取り扱う判例集が登場するに至ったほどである。

そして、さらにその人身損害論の中における一つの論点として、「被害者の素因の考慮・不考慮」という問題が存在してきた。不法行為の被害者が、加害行為以前から自らの身体に有していた脆弱性（病気、疾病、既往症、精神疾患など）が損害の発生ないし拡大を引き起こしたと考えられる場合に、当該脆弱性を有していなかった場合を仮定して、その限度に賠償額を減額すべきか否かという問題である。学説においては、減額を図るべきとする素因考慮説と減額すべきでないとする素因不考慮説の激しい対立があったが、現在では、素因不考慮説が有力であると言われる。他方、判例においては、下級審裁判例の多数の積み重ねから、最高裁判所が、昭和63年に被害者の「心因的要因」を（最判昭和63年4月21日民集42巻4号243頁）、平成4年には、被害者の「疾患」を考慮して減額できるとする判決（最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁）を下した。しかし、この後、最高裁は被害者の体質的事情に関して、平成8年に2つの判決を下した。一つは、被害者の「身体的特徴」（例えば、首が長いなどの事情）は素因減額をしてはならないとい

うものであり（最判平成8年10月29日民集50巻9号2472頁）、もう一つは、前記平成4年判決を維持して被害者の「疾患」は考慮することができるとするものである（交民29巻5号1272頁）。

本稿は、このような学説・判例上の論点について、下級審裁判例の個別事例の検討をおこなうものである。

II 問題の所在

以上のように、最高裁判例の立場は、上記平成8年の最高裁同日判例により、明確になったようにも見受けられる。すなわち、被害者の身体に属する事情のうち、「身体的特徴」という概念枠に入るものは素因減額の対象外であり、「疾患」概念枠に入る事情は素因減額の対象とすることができるということである。ここで、問題となることが2つあるように思われる。一つには、そもそも2つの概念の定義を最高裁が行っていないということである。何が「身体的特徴」であり、何が「疾患」であるのかという問題は未だ残されている。微妙な事情も少なくないであろう。というよりも、むしろ、微妙な事情に関する問題であるがゆえに裁判上の争点となるケースが多いとも考えられる。もう一つは、2つの概念の区別から正反対の結論（考慮・不考慮）が導き出される根拠を最高裁が示していないことである。何故「身体的特徴」は素因減額が許されず、「疾患」は素因減額をしてよいのか、理由が不明確なままである。

筆者のこのような問題意識のもと、最高裁が示した2つの概念枠が真に有用な概念として機能しているのかどうか、また、そうでないならば、それに代わる解決策はないのか、といった点に特に着目して、以下に13件の下級審裁判例を検討することとしたい。

III 本稿における裁判例の検討方法

本稿では、比較的最近（2011年頃～2014年頃）の「身体的特徴」に関係する下級審裁判例13件を個別の検討対象とする。

検討項目は、【本判決の主要な意義】、【事件名】、【判決主文】、【審級関係】、【事実概要】、【判決要旨】、本稿における筆者の問題意識の観点による【特記事項】、最後に【若干の検討】を加えることとする。

IV 具体的判例の検討

☆001 奈良地五條支判平成23年9月22日（交民44巻5号1228頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の職業による右膝関節の使い過ぎが素因であるとする素因減額の

主張を退けた事例

【事 件 名】 交通事故損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

原告（甲野太郎）が、普通貨物自動車を運転中に、被告 Y 1（乙山春男）が運転し被告 Y 2（乙山夏男）が保有する普通貨物自動車と衝突し、左肘内側側副靭帯損傷、左尺骨近位端剥離骨折、左舟状骨骨折、右膝打撲の傷害を負い、左尺骨近位端剥離骨折に伴う左肘関節の機能障害および右膝痛などの後遺症を残した事案で、原告が損害賠償請求をした。被告は、原告には職業による右膝痛の素因があったとして素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

◇素因減額については以下のように判示した。「原告は、A病院の甲山竹男医師の意見書…の記載を根拠に素因減額を主張するが、その意見書においても「右膝蓋靭帯炎の発症における素因について」として「クレーンオペレーターであり、クレーン操作時に右膝関節のオーバーユースがあった可能性が考えられますので、右膝蓋靭帯炎の発症の素因があったと考えられますが、詳細は不明です。」という記載にとどまっているのであり、これにより、原告において、右膝に素因減額の根拠となりうるような疾患があったと認めることはできない。したがって、素因減額は認められない」。

◇損害項目として、治療関係費、通院交通費及び入院雑費、休業損害、後遺障害逸失利益、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料が認定された。

【特記事項】

被告は素因減額の主張において以下のように述べた。「原告の右膝蓋靭帯炎については、A病院の甲山竹男医師は、従前からのクレーン操作による右膝関節の使い過ぎを指摘している。したがって三〇パーセントの素因減額がなされるべきである。原告の指摘する平成四年六月二五日の最高裁判例は確かに「疾患」であることを求めているが、病院で既往症と認定されなくても「疾患」と評価することはできる」。

【若干の検討】

◇被告の素因減額の主張においても、判決理由においても、「疾患」概念が素因減額の基礎となることが前提とされている。その意味で最高裁の立場に忠実な判決と言える。

◇その上で、被告は、病院で既往症と診断されたものでなくても「疾患」と評価して減額することはできるとの主張を展開した。「疾患」概念の拡張を図った主張と言えよう。

☆002 神戸地判平成23年9月26日（自保ジャーナル1860号43頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の事故以前からの腰椎分離症を理由として素因減額が図られた事

例

【事件名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告は自転車を運転中、交差点において被告運転の普通乗用自動車と衝突し、腰背部打撲、右肘打撲、左膝関節打撲などの傷害を負い、腰背部痛、頸部痛などの後遺症を残した。原告による損害賠償請求のなされた事案。被告は、原告には、第5腰椎に分離症の既往症があり、身体的特徴と評価できる範囲を超え、疾患と評価すべき身体的要因であるなどと主張して争った。

【判決要旨】

◇素因減額について、以下のように判断した。「〈1〉原告は、中学2年生時（2学期）に部活動のバスケットボールの練習のし過ぎで腰を痛め、2ヶ月間部活動を休み、通院治療を受けたことがあり、そのため、原告の第5腰椎に分離症の既往症があること、〈2〉原告は、その後も、中学、高校を通じてバスケットボールの選手として活躍し、大学進学後もスポーツコースを選択すると共に、社会人のバスケットチームに入ってプレーしており、また、長時間の立ち仕事をする居酒屋の店員や、とび職のアルバイトをして稼働していたが、既往症がそれらの障害となることはなかったこと、〈3〉原告の主たる症状は腰部痛であるところ、原告の治療に当たったF整形外科の医師は、原告の腰椎分離症と原告の症状（後遺障害）との関係について、足のしびれ及び腰部の痛みは分離症が相当影響していると説明していることが認められる」。

◇そして、結論として、上記認定事実を総合すると、「本件事故による損害の公平な分担の見地から、原告に発生した損害額の認定に際し、過失相殺類似の法理により、10%の素因減額をするのが相当である」とした。

◇損害項目として、治療費、文書料・面談料、通院交通費、高速道路代・ガソリン代、休業損害、通院慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

本判決の争点に関する判断では、素因減額に関して、「身体的特徴」概念も「疾患」概念も用いられていない。

☆003 さいたま地判平成23年11月18日（交民44巻6号1423頁ほか）

【本判決の主要な意義】 被害者（35歳・女性）の事故以前からの過敏性腸炎と骨粗鬆症について素因減額した事例

【事件名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審の情報なし）

【事実概要】

原告（事故当時35歳・女性）は、路地から歩道に進入したところ、歩道を走行してきた被告運転の自転車と衝突して、左大腿骨頸部骨折の受傷を負い、この退院後に過敏性腸炎により入院期間5日を要した。原告は、後遺障害等級10級11号の後遺症を残した。原告により損害賠償請求がなされ、被告は、原告には事故以前から過敏性腸炎が存在し、また、骨粗鬆症の素因があるなどとして素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

- ◇素因減額については、過敏性腸炎と骨粗鬆症で項目を分けて、以下のように判示した。
- ◇骨粗鬆症について、最高裁判所平成4年6月25日（民集46巻4号400頁）を引用の上で、「当裁判所は、原告の罹患している骨粗鬆症について、本件事故当時35歳の原告の左大腿骨頸部の骨密度が70歳から75歳に匹敵するものであったことを斟酌して、素因減額の対象となる疾患に当たるものとして、過失相殺の規定を類推適用することとする」。「その減額の割合は、原告に生じた損害額（後記の過敏性腸炎による入院によって生じた損害額を除く。）の20%と定めるのが相当である」。
- ◇過敏性腸炎については、「原告の過敏性腸炎による入院は、原告の身体的素因として存在していた過敏性腸炎が本件事故を原因として重篤化したことによって必要となったことが明らかであるから、本件事故と、過敏性腸炎による入院に伴う損害の発生との間の相当因果関係は肯定され、被告の加害行為と原告の疾患がともに原因となったことを斟酌して、過失相殺の規定の類推適用により、その素因による減額をすべきであると解される」。「その減額の割合は、…過敏性腸炎による上記入院によって生じた損害額の20%と定めるのが相当である」とした。
- ◇損害項目については、医療費、入院雑費、備品費、付添看護費、交通費、休業損害、異質利益、入院慰謝料、後遺障害慰謝料、増額慰謝料、損害賠償請求準備費用が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

最判平成8年ではなく、平成4年判決の引用による素因減額であるが、最高裁判理に沿った形での素因斟酌と言える。

☆004 大阪地判平成24年1月27日（交民45巻1号122頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の事故以前からの脊柱管狭窄症について年齢相応の身体的特徴であるとして素因減額を否定した事例

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

交差点で、直進した原告株式会社A組の代表取締役である原告乙山（事故当時48歳・男性）運転の大型自動二輪車と、対向車線から右折した被告運転の大型自動二輪車が衝突し、原告は、本件事故後、右肘関節打撲、両膝関節打撲、胸部打撲、全身打撲、頸椎捻挫、変形性腰椎症、腰部脊柱管狭窄症等と診断され、通院治療を受けた。原告による損害賠償請求において、被告は、原告には事故以前から変形性腰椎症による脊柱管狭窄症があったとして素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

◇素因減額については以下のように判示された。「本件事故以前に、原告乙山が変形性腰椎症による脊柱管狭窄症に関して治療を受けたり、自覚症状を訴えたりしていたことを示す証拠はないことのほか、腰痛については、本件事故の約四か月半後には後遺障害として残存せずに治療が終了したと認められることも考慮すれば、変形性腰椎症による脊柱管狭窄症の症状は、本件事故によって顕在化したものであり、上記治療終了後には治まったものと認められる。原告乙山の主治医である戊田梅男医師も、上記症状は本件事故により顕在化した旨の意見を述べている。「したがって、上記事情に照らせば、原告乙山の腰椎に本件事故前から見られた変形は、年齢相応の身体的特徴とみる余地が大きく、これをもって疾患があったとまではいえないから、素因減額事由に当たるともいえない」。

◇原告乙山の損害項目として、治療関係費、通院交通費、通院慰謝料、物損が認定され、原告株式会社A組の損害として、売上げ減少による損害が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇最判平成8年の2つの判決の引用はないが、「疾患」および「身体的特徴」概念に沿って、判断がなされて、素因減額が否定されている。

◇変形性腰椎症による脊柱管狭窄症が「年齢相応」のものであるから「身体的特徴」であるとの理論は下級審で固まりつつある考え方であると思われる。

☆005 名古屋地判平成24年9月21日（自保ジャーナル1888号118頁）

【本判決の主要な意義】 肥満は身体的特徴であり、原告の治療を長引かせたとは言えないとした事例。

【事件名】 損害賠償請求事件 **【判決主文】** 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

訴外会社の代表取締役である原告は、高速道路を普通乗用車で運転中、被告運転の大型貨物自

動車に追突され、全身打撲、多発肋骨骨折、外傷性血気胸の傷害を受け、後遺障害として、第7、12胸椎圧迫骨折による変形と胸骨骨折後の胸骨変形を残した。原告による損害賠償請求訴訟において、被告は素因減額などを主張して争った。

【判決要旨】

◇素因減額などについて、以下のように判示された。「原告が、糖尿病、高度肥満であったことは前記認定のとおりである。そして、肥満のため適合するコルセットがなかなか見つからなかったものではあるが、肥満は身体的特徴であり、そのことによって原告の治療が長引いたとまでは認められず、また、原告の治療態度の悪さ、病院側の指示の不遵守がみられるが、当初原告に第7、12胸椎破裂骨折があることが認識されていたとはいえ、原告の治療態度の悪さ、不遵守が損害を拡大させたと認めることもできず、これらの事情は慰謝料の算定で考慮するものの、損害額を減責するほどのものとは認められない」。

◇認定された損害項目は、治療費、入院雑費、訴外会社の損害、休業損害、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料、その他の損害である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇肥満（高度肥満）は身体的特徴であるとして、素因減額を退けている。最高裁判論に忠実な裁判例であるといえる。

◇肥満に対する素因減額の判示と併せて、原告の本件受傷における治療態度の悪さなども減額事情として主張されたが、こちらについては、慰謝料で考慮するとされた。

☆006 前橋地太田支判平成24年10月26日（自保ジャーナル1901号73頁）

【本判決の主要な意義】 素因考慮・不考慮に関する事例ではない。

【事 件 名】 損害賠償請求事件 **【判決主文】** 棄却

【審級関係】 控訴 東京高判平成25年4月11日（自保ジャーナル1901号69頁）

【事実概要】

原告は、横断歩道を歩行中、被告Y1が所有し運転する普通乗用自動車と衝突し、受傷した。原告は、被告Y1とY1が車両に関して任意の自動車保険契約をしているY2保険会社およびその代表取締役Y3に対して、後遺障害などを含めた損害の賠償を請求した。

本件では、被告に事故後発症したRSD（反射性交感神経性ジストロフィー）およびうつ病などの後遺障害と本件事故との因果関係などが争点となった。

【判決要旨】

◇原告の主張する後遺障害であるRSDと本件事故との因果関係があるとは言えない。

◇「うつ病については、本件事故以前から有していた精神的素因等多数の要因が考えられるとこ

ろであり、本件事故との因果関係は認められないというほかない」。

◇損害項目として、休業損害、逸失利益、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料が認定されたが、既払金を上回るものではないとして、損害額は認容されず、本件は棄却された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

事故と後遺障害の因果関係が否定されたため、賠償額減額をなす余地はなかった事例である。

☆007 京都地判平成25年2月5日（交民46巻1号212頁他）

【本判決の主要な意義】 加齢による退行変性は疾患といえる程度のものでなければ素因減額の対象とはならないなどとした事例

【事件名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告は普通乗用自動車を運転して停車中、被告運転の普通貨物自動車に追突され、頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩腱板損傷、左膝打撲の受傷を負った。その後、原告は、右頸部痛、両手しびれ、軽度腰痛、労働により右頸部痛増悪の症状を残して症状が固定したなどと主張した。これに対して、被告は、原告には、頸椎と腰椎にヘルニアの素因があったなどと主張して素因減額を主張するなどした。

【判決要旨】

◇原告主張の後遺障害については一部認容し、「症状固定時から10年間、8%の労働能力喪失を認める」とした。

◇素因減額の主張に関する頸椎の椎間板ヘルニアについては以下のように判示された。「頸椎の椎間板ヘルニアにより原告の症状が発生した可能性はあるものの、症状及び神経学的所見との整合性に欠けるため、断定はできないのであるから、椎間板ヘルニア（椎間板の突出）が素因となっていると断定することもできない。しかも、加齢による退行変性は、それが疾患といえる程度のものでなければ素因減額の対象となる素因といえないが、本件事故前、頸椎に疾患というべき退行変性が存在していたことを認めるに足りる証拠もない。既往の無症状のヘルニアが存在し、交通事故を契機に症状が出現した場合、既往のヘルニアが疾患というべき状態であったか否かにかかわらず素因減額すべきであるとの被告の主張は採用できない」。

◇素因減額の主張に関する腰部については、「本件事故前、腰椎に疾患というべき退行変性が存在していたことを認めるに足りる証拠はなく、画像所見と症状、神経学的所見の一致がないから腰椎の椎間板ヘルニアが同事故後の腰部の症状の素因であると断定できない」とした。

◇賠償額の認定された損害項目は、治療費、通院交通費、休業損害、傷害慰謝料、逸失利益、後

遺障害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇素因減額否定事例である。

◇「疾患」といえるものでなければ、素因減額できないとしている点は、最高裁理論に対応した考え方が採られたものと思われる。

☆008 名古屋地判平成25年5月22日（自保ジャーナル1906号93頁）

【本判決の主要な意義】 変形性頸椎症について身体的特徴や加齢性変化を超えた疾患に当たるとして3割の素因減額がなされた事例

【事 件 名】 保険金等請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告が運転する普通乗用自動車に、訴外Aが運転する普通乗用自動車追突した交通事故について、Aが任意保険に加入していなかったとして、原告が、自己の加入する保険会社である被告に対し、保険契約に基づく保険金請求権を行った事例である。本件事故により、原告は、頸部・腰部挫傷、右膝挫傷の傷害を負い、頸椎挫傷後の頭痛、両肩甲部痛と腰部挫傷後の腰部痛、右下肢痛の後遺障害を残した。被告は、「変形性頸椎症の既往症があり、これが原告の症状に影響している可能性がある」として素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

◇素因減額については以下のように判示された。「原告の変形性頸椎症は年齢に比してかなり進行しており、単なる身体的特徴や加齢性変化を超えた「疾患」に当たるといえる。原告の後遺障害は、本件事故と原告の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合にあたり（鑑定）、当該疾患の態様や程度等に照らせば、被告に損害の全部を賠償させるのは公平を失する。過失相殺の規定を類推適用し素因減額を行うべきである。「損害の公平な分担の見地に照らし、減額すべき割合は3割とするのが相当である」とした。

◇損害項目として、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料、後遺障害逸失利益が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

「身体的特徴」ではなく、「疾患」であるという認定の下に、変形性頸椎症について素因減額を図っている事例であり、最高裁理論に対応した事案処理であると言える。

☆009 名古屋地判平成25年5月23日（自保ジャーナル1905号81頁）

【本判決の主要な意義】被害者の変形性頸椎症および脊柱管狭窄症により治療費と通院交通費について40%の減額をした事例。

【事件名】損害賠償請求事件、損害賠償請求反訴事件 【判決主文】一部認容、一部棄

【審級関係】 確定

【事実概要】

◇原告甲野運転の普通乗用自動車に被告乙山運転の普通乗用車が追突し、原告甲野は、外傷性頸肩腕症候群、腰部挫傷の傷害を負った。（第一事故）

◇上記第一事故から約4か月後、停車中の丁山運転の車両に丙川運転の車両が追突し、前進した丁山車両が停止中の原告甲野運転の普通乗用自動車に追突し、原告甲野は、外傷性頸肩腕症候群、腰部挫傷の傷害を負った。（第二事故）

◇原告甲野は、乙山と丙川に対して損害賠償を請求した。

【判決要旨】

◇「原告の第1事故による傷害の症状が第2事故までに固定していたものとは認められない」とした上で、「原告に、傷害による損害とは別個に後遺障害による損害を算定すべき程度の第1事故又は第2事故による後遺障害が残存したとは認められない」として、後遺障害による損害を否定した。

◇治療費および通院交通費については、第一事故によるものが10%、第二事故によるものが90%であるとして、それぞれ損害を認定した。

◇以上に加えて、以下のように判示した。原告の一部の「診察や治療には、第1事故及び第2事故との相当因果関係のない左側手指のしびれや頭痛に関するものも含まれているほか、頸部から右上腕部にかけての部位の症状も治療にかかわらず増悪する時期が見受けられるなど、原告の変形性頸椎症や脊柱管狭窄症が上記期間の治療及び施術の内容に相当程度影響を与えていたと認められる」。「これらの事情を勘案すると、…治療費及び通院交通費の合計額…の60%に相当する」額「を被告らの損害賠償責任の額を認定する基礎となる損害額とするのが相当である」。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇被害者の経年性の変形性頸椎症と脊柱管狭窄症を考慮して、治療費と通院交通費について減額した事例。

◇「身体的特徴」および「疾患」概念には全く触れることなく、割合的減額を行った事例である。

◇最高裁理論をどのように捉えているのか不明である。

☆010 京都地判平成25年6月6日（自保ジャーナル1907号141頁）

【本判決の主要な意義】被害者の加齢による頸椎椎間板変性が身体的特徴であるとして因果関係を否定できないとされた事例

【事 件 名】損害賠償請求事件 【判決主文】一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審の情報なし）

【事実概要】

被告が運転する自家用普通乗用自動車、原告が同乗した事業用普通乗用自動車（タクシー）に追突した。原告は、外傷性頸部症候群、頸椎ヘルニア、自律神経発作、頸椎症の傷害を負い、頭痛、頸部痛、両肩痛などの後遺障害を残したとして、損害賠償を請求した。

【判決要旨】

◇原告には、加齢によるものと説明された頸椎椎間板…の軽度の変性（突出）が認められるし…、外力による構造の衝撃に際して脆弱な頸椎の直線化があると指摘されているが、このような身体的特徴は、因果関係を否定する要素と認めることはできない」とした。

◇また、心因的要因について、「1人では身の回りのことができないとの自覚症状、肩関節・股関節・膝関節・足関節の機能障害等は、心因的要因によるものであって、本件事故との因果関係は認められず、神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当程度に制限されるものとも、軽易な労務以外の労務に服することができないものとも…評価できない」として、原告主張の後遺障害の一部については、事故との因果関係を否定した。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

加齢による頸椎変性について、「身体的特徴」であるとして、賠償額への影響を否定している点は、最高裁理論に沿った判決内容と言える。

☆011 大阪地判平成25年9月19日（自保ジャーナル1911号129頁）

【本判決の主要な意義】

◇動揺肩の素因の存在を否定しつつ、仮に当該素因が存在したとしても身体的特徴であるとして素因減額を否定した事例。

◇事故の態様と損害との著しい不均衡があるとも言えないことも併せて考えると素因減額をすべきでないとした事例。

【事 件 名】損害賠償請求事件 【判決主文】一部認容、一部棄却

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

原告は、商店街の道路を歩行中、対向から進行してきた被告乙山運転の普通貨物自動車（被告丙川が代表取締役の被告Y会社が運行）の左側サイドミラーと左肩が衝突した。原告は、左肩関節周囲炎、左肩打撲傷、左肩亜脱臼の傷害を負い、左肩関節の不安定感等の症状とする後遺障害を残した。原告による被告らに対する損害賠償請求において、被告らは、車両は微速前進中に接触したに過ぎず、脱臼が生じるとは考え難い、また、原告は事故前から動揺肩を有していた等として、素因減額などを主張し争った。

【判決要旨】

- ◇素因減額については、最判平成4年（民集46巻4号400頁）と最判平成8年（民集50巻9号2474頁）を引用した上で、以下のように述べた。「本件において素因減額をすべきかどうかについては、原告の左肩に事故以前から疾患といえるものがあつたのか、あるいは何らか通常と異なる状態であつたとしても身体的特徴の1つに過ぎないといえるのかが問題となり、かつ仮に疾患と評価できるにしても、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担の観点から減額が相当といえるかどうかについて判断をする必要がある。
- ◇素因減額について、本件の具体的事情を当てはめて、「〈1〉原告は事故以前において…左肩について障害ないしそれに近いものがあつたとはうかがわれないこと、〈2〉原告にはこれまで脱臼の既往歴もなく、また関節不安定症の誘因となるような出来事や活動歴があつたようにもうかがわれず…、原告の左肩に何らかのゆるみが従前からあつたとしても、それは先天的な身体的特徴の1つであり、かつ出生から20数年間にわたつて症状として表面化しない程度のものであつたと考えられること、〈3〉…仮に原告の左肩に一定の緩みがあり、それによつて結果的に関節不安定を生じやすい状態にあつたとしても、それは疾患として評価することは困難であり、また通常人と異なつて特段に慎重な行動をすべき注意義務があるような著しい体質的要因ともいい難いところであつて、原告の左肩の状態は、通常の体質と異なる身体的特徴という域を出ないものと考えられる」とした。
- ◇さらに、素因減額を否定する根拠を以下のように判示した。「本件事故が貨物自動車と歩行者との衝突であり、歩行者側に関節損傷程度の傷害が生じることが異常な事態とまではいえず、事故態様と損害との間に著しい不均衡があるともいえないことも併せて考えると、本件において、原告の左肩の従前の状態を理由に素因減額を行うことが損害の公平な分担に資するということとはできない。
- ◇損害項目としては、治療費、通院交通費、文書料、休業損害、通院慰謝料、逸失利益、後遺障害慰謝料が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

- ◇素因減額に関しては、第一には、疾患を考慮した最判平成4年と、身体的特徴を不考慮とした最判平成8年を併せて引用して、「身体的特徴」「疾患」概念に忠実に判断して、素因不考慮を

根拠づけている。

- ◇注目すべきは、素因減額否定のさらなる根拠づけである。すなわち、「事故態様と損害との間に著しい不均衡」はないとしている点である。これは、いわゆるドイツにおける素因考慮の場合によく用いられる一節であり、「加害行為の態様に比して異常に大きな損害結果」が素因不考慮原則適用の限界であると言われるものである。
- ◇この2つ目の根拠づけは、「疾患」「身体的特徴」概念による考慮・不考慮法理ではなく、素因減額の可否を加害行為の態様と損害結果の大きさにおいて判断しようとする別の基準である。もっとも、これは、本件事案が軽微な接触事故であったということに起因して自然と導かれた判決文であったと見るべきであるかもしれない。

☆012 さいたま地判平成25年12月10日（交民46巻6号1558頁ほか）

【本判決の主要な意義】 脊柱管狭窄症とこれに伴う脊髄圧迫は加齢による変化以上扱いはできないとして素因減額を否定した事例

【事 件 名】 損害賠償請求事件 **【判決主文】** 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審判決などの情報なし）

【事実概要】

原告一郎は、妻である原告花子を軽貨物自動車に同乗させて運転し、赤信号で停車中、被告丙川が代表取締役の被告Y会社の従業員である被告乙山が運転する普通乗用車に追突された。原告一郎は、頸椎・腰椎捻挫、頸椎症性脊髄症を受傷し、原告花子も頸椎・腰椎捻挫、頸椎症性脊髄症を受傷した。また、原告一郎も原告花子も後遺障害を残した。原告らによる損害賠償請求の事案において、被告らは素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

- ◇原告一郎の素因減額については以下のように判示された。「原告一郎の…脊柱管狭窄及びこれに伴う脊髄圧迫は、「頸椎症性脊髄症」を発症する程度まで悪化していたということはできず、損害の公平な分担を検討する上では、加齢による変化以上の扱いをすることは相当でなく、この素因を考慮して減額することはしない」。
- ◇原告花子の素因減額についても、同様に、「原告花子の…脊柱管狭窄及びこれに伴う脊髄圧迫も、原告一郎と同様、「頸椎症性脊髄症」を発症する程度まで悪化していたということはできず、損害の公平な分担を検討する上では、加齢による変化以上の扱いをすることは相当ではなく、この素因を考慮して減額することはしない」。
- ◇原告一郎の損害項目として、入院関係費、通院・介護関係費、文書料、休業損害、逸失利益、慰謝料が認定され、原告花子の損害項目として、通院・介護関係費、文書料、休業損害、逸失利益、慰謝料が認定された。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

「当裁判所の判断」においては、「疾患」概念も「身体的特徴」概念も用いられることなく、素因減額が否定されている。加齢に伴う素因であるので、減額しないことが当然であるとの判断であったのかもしれない。

☆013 大阪地判平成26年3月25日（自保ジャーナル1929号89頁）

【本判決の主要な意義】

被害者の本件事故以前の事故の既往症などについて身体的特徴にとどまらないとして素因減額を図った事例

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審の情報なし）

【事実概要】

平成19年6月3日に、原告Xは普通乗用自動車を運転中、被告Y1が運転し被告Y2が所有する普通乗用自動車と衝突し、この事故により頸部捻挫、腰部捻挫の傷害を負い、その後頸椎性脊髄症、神経根症（脊椎管狭窄症）と診断され、手術を受け、椎椎間板ヘルニア、頸椎多椎間板障害、腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症、大後頭三叉神経症候群、後頭部交感神経症候群などと診断された。Xは、Yらに損害賠償請求をし、任意保険の保険者である被告Y3保険会社Bらに保険金の支払請求を行った。

なお、Xは本件事故以前の平成19年5月8日に別の交通事故に遭っており、頸椎捻挫、腰部捻挫と診断され治療を受けていた。本件では、素因減額が争点の一つとなった。

【判決要旨】

◇本件交通事故と原告の症状の間の因果関係が認定された。

◇その上で、以下のように、素因減額が図られた。「原告は、本件事故前に別事故に遭って頸部捻挫、腰部捻挫と診断され、本件事故による傷害と同一部位を負傷していた事実が認められる外、一般的には、脊柱管の狭窄等、己川医師らの診断書、意見書に記載されている症例には、経年性の変性によって生じるもので、事故によって生じるものではないと解されるものも多く含まれていることからすれば、前記の手術を要するほどの重篤な症状が全て本件事故に起因するものと解することは困難である。

このような事情を考慮すると、本件事故とともに、別事故、原告の既往症が、その傷害の原因となり、原告の負傷の程度に影響を及ぼしているものと解さざるを得ず、これは、原告の単なる身体的な特徴としての要素に止まるものとは言い難い。

以上の諸事情を考慮し、損害の公平な分担の観点から、民法722条2項を類推適用し、原告

に生じた損害の10%を減額するのが相当である」。

◇認定された損害項目は、治療費、入院雑費、診断書等、文書料、通院交通費、休業損害、傷害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇「身体的特徴にとどまらない」要因を斟酌している点は、最高裁理論に忠実である。

◇脊柱管狭窄症の経年性的変化について、これを「事故によって生じるものではない」という理由で、減額要素に加えているようであるが、「経年性変化」を身体的特徴概念に含めないとする立場は珍しい事例と言える。

V 総合的検討—結びに代えて—

以上の13件の裁判例の個別の検討を踏まえて、本稿の冒頭で示した筆者の問題意識にしたがって、最後に総合的検討を加えることとしたい。

平成8年の2つの最高裁判所の判決によって、被害者の「身体的特徴」は斟酌して減額してはならず、「疾患」については斟酌して減額することができるとする判例理論が確立されたかのように見えた。平成23年（2011年）ごろから平成26年（2014年）ごろまでの下級審における裁判例では、この判例理論をどのように扱ってきたのかを振り返りたい。

第一に、全体としての概観は、言うまでもないかもしれないが、平成8年の2つの最高裁判決に忠実な判決が多数見受けられる。中には、右最高裁判決をどのように捉えているのか不明確な裁判例も存在するが、全般的には、最高裁理論は忠実に採用されている。☆001判決では、右膝関節の職業による使い過ぎは「疾患」に該当しないため減額事由とならないとされた。☆004判決では、脊柱管狭窄症が年齢相応の「身体的特徴」であるとして素因減額が否定された。☆005判決では、肥満は「身体的特徴」であるとして、素因減額を否定した。☆007判決は、加齢による椎間板の退行性変性が「疾患」と言える程のものではないとして、素因減額を否定した。☆008判決は、変形性頸椎症が単なる「身体的特徴」を超えた「疾患」であるとして、素因減額を図った。☆010判決は、加齢による頸椎変性が「身体的特徴」であるとして、素因減額を否定した。☆013判決では、当該事故以前の事故による既往症が単なる「身体的特徴」としての要素に止まらないとして素因減額を図っている。このように見れば、平成8年の最高裁理論は未だ十分に下級審に影響を与えており、その意味では意義を有していると言える。

第二に、しかしながら、やはり、「身体的特徴」と「疾患」とで区別して素因考慮と不考慮を判断することについては、その根拠やそれぞれの概念の定義が曖昧であるなどの問題点を浮き彫りにするような裁判例も散見される。

☆001判決では、裁判所としては最高裁理論に忠実な判断をしている一方で、被告の主張の中

には、以下のようなものが見られた。すなわち、素因減額を主張する段において、被害者たる原告の職業における右膝の使い過ぎという要因に関して「病院で既往症と診断されなくても「疾患」と評価することはできる」という部分がある。これは、「疾患」概念の拡張を主張したという理解が可能な主張の一つであるし、また、同時にその理解を筆者なりに拡大解釈すれば、従来の「疾患」「身体的特徴」概念枠に対する批判的主張であるという見方も不可能ではないように思われる。

また、☆011判決では、動揺肩の素因減額が争点となり、不考慮となった事例であるが、この判決では、裁判所は、一方で、「通常の体質と異なる身体的特徴という域を出ない」などとして、最高裁理論に忠実に判断を下しつつ、他方において、不考慮・減額否定の根拠として、以下のようにつけ加えている。すなわち、「事故態様と損害との間に著しい不均衡があるともいえないことも併せて考えると、本件において、原告の左肩の従前の状態と理由に素因減額を行うことが損害の公平な分担に資するということとはできない」と述べている。この判示部分は大いに注目すべきものである。これは、いわゆる「加害態様に比して著しく大きな損害が発生した場合には賠償額を減ずる」べきであるとした1960年代のドイツにおける立法論に合致する発想である。素因減額が仮に認められるとするならば、それは、「身体的特徴」「疾患」という概念の区別によるものではなく、加害態様から見て損害結果が如何に異常に大きなものであったか、という観点から素因の考慮・不考慮が判断されるべきであるという考え方に行き着くものである。この考え方を進めていくとするならば、現在の最高裁理論における2つの概念枠は無意味なものとなっていくことが予想される。

本稿では、以上のように、比較的最近の被害者の素因に関する裁判例を検討したが、下級審では、最高裁判決が維持されつつも、これに対する別の発想・考え方も見られる状況となっていることが結果として明らかとなったと言える。平成8年に2つの最高裁判所判決で示された素因減額に関する判例理論については、引き続き、検討の機会を賜れば幸いである。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)